

## 精神障がい者への医療費の助成及び交通運賃等の割引を求める意見書

平成5年に制定された障害者基本法により、これまで主に医療の対象でしかなかった精神障がい者が障がい者福祉の対象として位置づけられ、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者と同等の福祉施策を受けることのできる法的な根拠が与えられた。

しかし、20数年を経過した今日も、障がい者福祉の分野における精神障がい者と他の障がい者との間の理不尽な格差は依然として解消されておらず、既存の現行医療制度、福祉施策については、多くの場合、精神障がい者はその対象から除外され、放置されたままであり、早急に見直し、改善をすることが喫緊の課題となっている。

(1) その中でも特に重要と思われるのは、「重度精神障がい者への医療費の助成の問題」である。

身体障がい者及び知的障がい者の重度障がい者については、入院、通院のすべての医療費が助成の対象となっているが、精神障がい者については、精神科へ通院する場合以外の医療費については、一切助成の対象となっていない。

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会（略称・大家連）が実施したアンケート調査の結果でも、繰り返し必要となる入院費や、合併症に伴う精神科以外の診療科目への医療費の支出ため、受診そのものを控えざるを得ないなどの苦しい状況が浮き彫りになっている。

全国的に見るならば、北海道、愛知、兵庫、福岡、山梨、岐阜、奈良などの17道県及びさいたま市、相模原市などの7政令市において、既に重度精神障がい者等に対する医療費の助成が実施されているが、大阪府においては未だ実現していない。

については、大阪府においても、重度精神障がい者に対して、他の障がい者と同様な医療費の助成を一日も早く実施するよう要請する。

(2) 同様に重要と思われるのは、「精神障がい者に対する交通運賃等の割引の問題」である。

身体障がい者及び知的障がい者については、JR、民間鉄道、バス、航空機の運賃、高速道路の通行料金などが割引の対象となっているが、精神障がい者については、一部地域の公共交通機関等を除いて、原則、割引の対象とはなっていない。

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（通称・みんなねっと）が実施したアンケート調査の結果でも、他の障がい者と同様に交通運賃等の割引を望む多くの声が寄せられている。

精神障がい者に対する交通運賃等の割引を実現することは、精神障がい者の医療機関への通院や各種福祉施設への通所を支援し、様々な社会参加を促す上でも大きな役割を果たすものと考えられる。

2014年には、我が国に於いても国連の障害者権利条約が批准され、2016年4月には、障害者差別解消法が施行されるという障害者の法制度が画期的な展開をしている中で、精神障がい者とその家族の中には、遅れている精神保健福祉制度が大きく改善するのではないかとの強い期待感が高まっている。

については、この機会を逃さず、精神障がい者とその家族にとっても、障害者権利条約の批准という歴史的な快挙が実感できるよう、一日も早く、他の障がい者と同様な交通運賃等の割引を実現するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月28日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長 殿  
大阪府知事、大阪府議会議長 殿